

## 本庄市「週休2日制モデル工事」試行要領

令和5年3月24日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、本市発注の土木工事において、週休2日制を導入し、週休2日モデル工事(以下「モデル工事」という。)を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、以下に掲げる工事は、モデル工事の対象としない。

- (1) 竣工時期や現場条件(出水期、交通規制等)に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事(災害復旧工事、応急工事等)
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 対象期間が1週間未満の工事
- (5) 前各号以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

(用語の定義)

第3条 この要領において「週休2日」とは、契約工期のうち、対象期間における4週8休以上の現場閉所率を達成することをいう。

2 この要領において「現場閉所率」とは、現場閉所日の日数を、対象期間の日数で除することにより算定する率をいう。

3 この要領において「対象期間」とは、契約工期のうち、現場施工着手日から施工完了日までの期間(年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象の期間に含み、そのうち週休日(原則として土曜日及び日曜日)のみを現場閉所日としてカウントすることとする。)をいう。

4 この要領において「現場施工着手日」とは、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際に現場作業に着手する日をいう。

5 この要領において「現場閉所日」とは、対象期間中に現場閉所を行う日(地元対応等をやむを得ず、予定していた現場閉所を行う日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所とする日を設定するものとする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所を行う日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。)のうち、週休日、原則として土曜日及び日曜日をいう。

6 この要領において「現場閉所」とは、対象期間中に現場事務所での事務作業を含めて、1日を通じて現場が閉所された状態(巡回パトロールや保守点検等、現場管理上、必要となる作業のみを行う場合(降雨、降雪等の

天候の影響による予定外の現場を閉所とした場合は、現場閉所日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督職員に報告するものとする。)も含む。)をいう。

(発注方式)

第4条 モデル工事の発注は、発注者指定型方式によるものとする。

2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙に基づき入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乘せするものとする。

2 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

(経費の補正)

第6条 当初の予定価格において、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

(1) 4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)

経費	補正係数	経費	補正係数
労務費	1.05	機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費	1.04	現場管理費	1.06

(実施方法)

第7条 発注者は、入札公告にモデル工事である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。

2 現場施工着手前に、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- (2) 受注者は、現場施工着手日から28日分の休日取得計画書(様式第1号)を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。
- (3) 受注者は、対象期間中、モデル工事であることをPRする掲示図(様式第2号)を工事現場に設置する。

3 対象期間中は、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、翌28日分の休日取得計画書を7日前までに提出し、

休日の取得計画について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受け、7日に満たない最終週は対象期間から除く。

(2) 28日間終了後、休日取得実績書(様式第3号)を7日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。28日に満たない最終期間は7日ごとに確認を受ける。

(3) 天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。

(4) 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。

(5) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場施工完了時には、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、現場施工完了日以降3日以内に、対象期間全ての休日取得実績書及び休日取得実績書【集計表】(様式第4号)を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

(2) 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる精算変更の契約を行う。

(アンケート調査)

第8条 受注者は、現場施工完了日から工事検査日の3日前までに、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

(工事成績評価における評価)

第9条 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、工事成績評価において、下表のとおり加点を行う。

現場閉所の達成状況	発注者指定型
4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)	2点
4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25.0%以上28.5%未満)	—
4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上25.0%未満)	—

※加点は、評価項目「創意工夫」で行うため、工事成績評価の加点は得点割合0.4を乗じた点数となる。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、別途協議するものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に公告する工事に適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以降に公告する工事に適用する。

別紙

(入札公告及び特記仕様書への「週休2日制モデル工事」である旨の明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

2 1 その他

(5) 本工事は、本庄市「週休2日制モデル工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。

<特記仕様書>

週休2日制モデル工事

( ) 本工事は、本庄市「週休2日制モデル工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。

試行の実施は、本庄市「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、本庄市役所ホームページで確認のこと。

本庄市役所ホームページ

[https://www.city.honjo.lg.jp/shigoto\\_sangyo/nyusatsu\\_keiyaku/oshirase/index.html](https://www.city.honjo.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/oshirase/index.html)